

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔経済局消費経済課〕

事業名

5款1項7目

消費生活総合センター運営事業

特記事項

中期計画-38の政策

中期計画-行政運営

中期計画-財政運営

新規・拡充

中期計画-38の政策

政策番号 主な施策番号

令和2年度事業評価書番号

5-1-71

令和2年度事業評価書番号

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料	財産収入	市債	一般財源
令和3年度	257,739	0	23,027	0	167	0	234,545
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	258,881	0	24,841	8	167	0	233,865
増△減	△ 1,142	0	△ 1,814	△ 8	0	0	680

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	255,721	256,463	255,100
算市債+一般財源	183,514	183,514	228,837
決事業費	252,361	254,367	253,469
算市債+一般財源	182,104	209,985	228,210

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	256,264	256,543
算市債+一般財源	233,070	233,325

方針の確認/決裁
 (H22年6月、経営会議) ・無

【事業の目的・必要性】

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的として設置した消費生活施策拠点施設である横浜市消費生活総合センターを消費者安全法に基づく「消費生活センター」として管理運営するとともに、公有財産である経済局貸室の維持管理を行う。

- (1) センター指定管理事業(指定管理者：公益財団法人横浜市消費者協会)
- ア 消費者教育に関すること
 - イ 消費生活の相談及び苦情の処理等に関すること
 - ウ 商品テストその他商品の実習に関すること
 - エ 消費生活に関する資料の展示等に関すること
 - オ 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること
 - カ 消費者の主体的な活動のための施設の提供に関すること
 - キ その他上記ア～カに準ずる事業
- (2) 共益費(ゆめおおおかオフィスタワー共益費)
- (3) 公有財産維持管理経費
- (4) 施設等消毒経費

【令和3年度実施内容と期待される効果】

市民の安心・安全な消費生活を維持するため、消費生活相談員による相談事業を実施するとともに、消費者市民社会の形成のための消費者教育等を推進する。以上を通して、消費者被害の防止を進めていく。

【実績及び今後見込み】

	H28年度予算	H29年度予算	H30年度予算	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込	R4年度見込
運営事業費							
センター指定管理料	241,093	243,717	244,459	244,426	248,438	243,624	243,624
共益費	11,411	11,411	11,411	10,361	9,875	11,411	11,411
指定管理者選定評価委員会		283	283		255	255	0
公有財産維持管理経費	310	310	310	313	313	1,229	1,229
施設等消毒経費						1,220	
歳出合計	252,814	255,721	256,463	255,100	258,881	257,739	256,264
目的外使用料	8	8	8	8	8	0	0
雑入	0	0	0	167	167	167	167
(消費者行政推進事業費補助金)		67,157	72,941	26,088	24,841	23,027	23,027
(消費者行政活性化事業費補助金)	69,575	5,042					
歳入合計	69,583	72,207	72,949	26,263	25,016	23,194	23,194

【事業費の内訳】

〔歳出内訳〕 (単位：千円)

	R2年度	R3年度	差引	説明
(1) センター指定管理料	248,438	243,624	△ 4,814	実績の見直しに伴う減
(2) 共益費	9,875	11,411	1,536	設備更新に伴う増
(3) 指定管理者選定評価委員会経費	255	255	0	令和3年度開催予定
(4) 公有財産維持管理経費	313	1,229	916	電気メーターの定期交換等による増
(5) 施設等消毒経費	0	1,220	1,220	緊急雇用創出事業による増
合計	258,881	257,739	△ 1,142	

【事業スケジュール】

センター指定管理事業の通年実施

【事業開始年度】

- (1) 昭和49年度 横浜市消費者センター設置
- (2) 平成9年度 横浜市消費生活総合センター設置（上大岡に移転）

【根拠法令】

- (1) 消費者安全法 (4) 横浜市消費生活総合センター条例施行規則
- (2) 横浜市消費生活条例 (5) 横浜市消費生活総合センター運営要綱
- (3) 横浜市消費生活総合センター条例

【根拠とするデータ等】

横浜市消費生活総合センター指定管理応募にあたっての事業計画、横浜市消費生活総合センターの管理に関する年度協定書決算額

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	消費生活係
	津留 玲子	松崎 正尚	若林 昌宏

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[経済局 消費経済課]

5款 1項 7目
横浜市消費者協会補助事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	13,606	0					13,606
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和2年度	14,308						14,308
増△減	△702	0	0	0	0	0	△702

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	14,330	14,090	12,681
算 市債+一般財源	14,330	14,090	12,681
決 事業費	14,330	14,090	12,681
算 市債+一般財源	14,330	14,090	12,681

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	13,606	13,606
算 市債+一般財源	13,606	13,606

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

○横浜市消費者協会の運営費補助
横浜市消費者協会は、横浜市の消費者行政推進のための外郭団体として設立された。高い公益性を有するため、人件費、事業費及び運営費等を補助してきたことから、円滑かつ効率的な運営を行うための経費を補助します。随時見直しを行うことで、運営費及び事業費を削減してきたが、今後も公益財団法人として、適正な事業運営を維持しながら、経費節減に努めます。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

本補助金を交付することにより、消費者の利益の擁護及びその増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することが期待されます。
令和3年度は、市内の大学等と連携・協働し、若者の視線を取り入れた若者向けの啓発物の作成・配布等を行うことで、若者の消費者被害の未然防止の効果が期待されます。

【実績及び今後見込み】

	H28年度予算	H29年度予算	H30年度予算	R元年度予算	R2年度予算	R3年度見込	R4年度見込
協会運営費補助金	14,475	14,330	14,090	12,681	14,308	13,606	13,606
①人件費・厚生費	12,463	13,379	13,391	12,066	13,816	12,537	12,537
②事業費	180	115	100	65	52	350	350
③運営費	1,332	836	599	550	440	719	719
④退職手当積立金	500	0	0	0	0	0	0

【事業費の内訳】

〔歳出内訳〕	R2年度	R3年度	差引	説明
①人件費・厚生費	13,816	12,537	△1,279	実績による減
②事業費	52	350	298	実績による増
③運営費(事務局費等)	440	719	279	実績による増
合計	14,308	13,606	△702	

【事業スケジュール】

大学等との連携事業の通年実施

【事業開始年度】

- 昭和49年度：横浜市消費者センター設置
- 昭和54年度：(財)横浜市消費者協会設立
- 平成9年度：横浜市消費生活総合センター設置
- 平成14年度：特定計量器定期検査の指定定期検査機関としての指定
- 平成18年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者の指定(1期目：指定期間5年間)
- 平成23年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者の指定(2期目：指定期間5年間)
- 平成24年度：公益財団法人認定
- 平成28年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者の指定(3期目：指定期間5年間)

【根拠法令】

地方自治法232条の2
横浜市補助金等の交付に関する規則
公益財団法人横浜市消費者協会運営費補助金交付要綱
横浜市消費生活総合センター条例

【根拠とするデータ等】

令和元年度 人件費・厚生費決算額
外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱
公益財団法人横浜市消費者協会役員及び評議員の報酬等に関する基準

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	消費生活係
	津留 玲子	松崎 正尚	長樂 亜希子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[経済局 消費経済課]

事業名
5款 1項 7目 消費生活審議会運営事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,229	0					1,229
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	1,876						1,876
増△減	△ 647	0	0	0	0	0	△ 647

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	1,833	2,019	1,894
市債+一般財源	1,833	2,019	1,894
決算 事業費	1,008	1,339	1,216
市債+一般財源	1,008	1,339	1,216

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	1,594	1,229
市債+一般財源	1,594	1,229

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、消費生活に関する重要な事項を調査審議等することを目的に設置されています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

令和3年度は、第13次審議会の運営を行います。審議会は、学識経験者や事業者団体、消費者などを代表する委員より、消費生活の施策に関するご意見等をいただく機会となっています。

【実績及び今後見込み】 (*は委員委嘱年度)

	*H28年度実績	H29年度実績	*H30年度実績	R1年度実績	*R2年度見込	R3年度見込	*R4年度見込
消費生活審議会	2	1	2	1	2	3	4
部会	8	7	8	6	4	3	4
合計	10	8	10	7	6	6	8

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
(1) 消費生活審議会の運営	1,875	1,228	△ 647	委員数及び開催回数見直しによる減
(2) 訴訟資金の貸付	1	1	0	
合計	1,876	1,229	△ 647	

【事業スケジュール】

- 審議会 (本体会)
 - 令和3年7月 (第13次審議会審議テーマ及び消費者教育推進計画等について)
 - 令和3年11月 (第13次審議会審議テーマ等について)
 - 令和4年3月 (第13次審議会審議テーマ等について)
- 消費者被害救済部会
 - 付託案件に応じて開催。付託案件がない場合は令和3年8月頃開催

【事業開始年度】

平成8年度

【根拠法令】

横浜市消費生活条例、同施行規則及び消費者教育推進法

【根拠とするデータ等】

過去の開催実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	消費生活係
	津留 玲子	松崎 正尚	長樂 亜希子

(経済局)

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔 経済局 消費経済課 〕

事業名	
5 款 1 項 7 目	
消費者教育事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
14	6

令和2年度 事業評価書 番号	5-1-7 2-1
令和2年度 事業評価書 番号	5-1-7 2-2

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	44,836	0	14,390				30,446
補助事業							
単独事業		補助率 %					
令和2年度	26,498		23,883				2,615
増△減	18,338	0	△ 9,493	0	0	0	27,831

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	21,828	23,327	30,299
算 市債+一般財源	5,187	5,086	4,018
決 事業費	18,281	19,873	22,165
算 市債+一般財源	5,581	5,733	3,048

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	17,836	13,836
算 市債+一般財源	3,446	3,446

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【 事業の目的・必要性 】

- ・消費者教育の推進のため、学校現場や家庭、若者及び担い手の育成に向けた事業を実施する。
- ・特に民法の成年年齢引下げを見据え、若年者への消費者教育の取組を進める。
- ・高止まりの状況にある高齢者の消費者被害防止のための啓発を行う。
- ・消費者市民社会の啓発を行う。
- ・市民の安全で快適な消費生活の実現のため「消費生活推進員」を委嘱し、消費者自身が主体的活動・交流・見守りを地域で行うことにより安全・安心な消費生活を推進し、知識・情報の普及と消費者被害の未然防止を図る。
- ・消費生活相談情報を基に口頭注意や文書指導等を行い、消費者被害の抑制を図る。
- ・消費生活関連四法の表示の適正化及び法の遵守について周知を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

< 消費者教育事業 >

- ・成年年齢引き下げに向けた市立小・中・義務教育学校及び高等学校への出前講座、啓発教材の整備等を行う。
- ・高止まりの状況にある高齢者の消費者被害防止を目的に、周囲の「見守り」が重要であることを呼びかけるとともに地域の見守りネットワークの担い手を広げるため、公共交通機関等で啓発動画を放映したり、ケアプラザや市職員等を対象とした研修を実施する。また、事業者や地域と連携した「お助けカード」等の配布についても継続的に実施しセンターの周知を行う。
- ・消費者市民社会の実現をテーマに、市内活動団体等と協力して講座を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。
- ・コロナ禍における若者のインターネット被害防止及び令和4年4月の成年年齢引下げに伴う注意喚起キャンペーンを行う。

< 消費生活推進員活動事業 >

- ・活動助成 地区代表活動費・・・地区活動の中心である地区代表への事務費・旅費相当分を助成する。
- ・活動運営
 - ①会議運営・・・区代表との連絡調整会議を開催する。
 - ②研修開催・・・推進員の役割、消費者被害未然防止のための高齢者等の見守りや講座を地域で開くための技術と知識、消費者市民社会形成に資する知識の習得のために研修を実施する。
 - ③表彰・・・地域の消費生活活動に尽力し、市民の安全で快適な消費生活の推進に功績のあった推進員を表彰する。
 - ④委嘱式開催・・・各区が主催する令和3年度消費生活推進員の委嘱式を支援する。
- ・神奈川県補助金活用事業
 - ①消費者問題解決力強化（消費生活に係る専門知識を習得する研修の実施）
 - ②地域活動実践力強化研修（地域団体等との調整や連携に向けた、実践力を身につけるための研修をモデル区で実施）
 - ③地域の見守りネットワーク担い手確保（消費生活推進員や自治会・町内会、民生委員等による見守りネットワーク構築のための活動支援）

・消費生活推進員自身が研修等で消費者力を高め、主体的に活動・交流・見守りを地域で行うことで、知識・情報の普及と消費者被害の未然防止を推進する。

< 事業者指導等 >

- ・消費者被害の抑制を図るため、消費生活総合センターに寄せられた相談情報をPIO-NET（全国の消費生活相談情報を閲覧することができるネットワーク）により分析し、必要に応じ条例による事業者指導を行う。また、消費生活総合センターでのあっせん立会いや事業者訪問等の際に口頭による注意・指導を行う。
- ・「家庭用品」（90品目）の品質表示、「消費生活用製品」（10品目）のPSCマーク、「電気用品」（457品目）のPSEマーク及び「ガス用品」（8品目）のPSTGマークに関し、本市職員が、市内販売店への立入検査を実施する。

【実績及び今後見込み】
 <消費者教育事業>

内 容	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
消費者教育出前講座	38回	48回	66回	72回	39回	35回	30回
消費者教育ライブラリー (貸出実績)	ビデオ等 50本 図書 0冊	ビデオ等 45本 図書 0冊	ビデオ等 20本 図書 0冊	ビデオ等 15本 図書 0冊	-	-	-
消費者市民社会啓発	-	-	-	1回(講演会)	0回	1回	-
ケアプラ職員等対象研修	-	-	1回	4回	0回	4回	4回

<消費生活推進員活動事業>

年 度	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
推進員数(人)	1,590	1,538	1,541	1,337	約1,340	約1,340	約1,340
地 区 数	160	161	162	150	約150	約150	約150
研修の参加者数(人)	基礎・専門研修 延べ374	新任者研修、基 礎・専門研修 延べ1,736	基礎・専門研修 延べ445	新任者研修、基 礎・専門研修 延べ1,532	-	新任者研修、基 礎・専門研修 延べ500	基礎・専門研修 延べ200
消費者被害未然防止啓発 活動(回数)	313	422	449	363	約50	約300	約300
地域の見守りネットワーク 担い手確保講座(回数)	17	56	70	57	約10	約50	約50

<事業者指導等>

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
1 口頭注意(件)	23	22	13	15	15	20	20
文書指導(件)	0	0	0	0	1	1	1
家庭用品検査(点)	1,345	33	581	332	332	332	332
2 消費生活用製品検査(点)	73	128	22	84	84	84	84
電気用品検査(点)	20	14	10	18	18	18	18
ガス用品検査(点)	55	35	15	25	25	25	25

【事業費の内訳】

	内 容	R2年度	R3年度	差 引	説 明
消費者教育事業	①消費者教育出前講座	5,547	2,428	△ 3,119	講座回数の見直しに伴う減
	②啓発教材の整備	2,379	4,000	1,621	事業見直しに伴う増
	③広報印刷物作成等	35	0	△ 35	事業見直しに伴う減
	④大学連携事業費	210	0	△ 210	県補助金期限終了による減
	⑤消費者啓発等広報費	501	0	△ 501	事業見直しに伴う減
	⑥消費者市民社会啓発費	104	60	△ 44	見直しによる減
	⑦事業者と連携した出前講座	37	0	△ 37	事業見直しに伴う減
	⑧地域の見守りネットワーク担い手確保	5,000	5,000	0	
	⑨若者の消費者被害救済・啓発キャンペーン事業	0	27,000	27,000	緊急雇用創出事業による増
消費生活推進員活動事業	⑩地区代表活動費	900	600	△ 300	単価の見直しによる減
	⑪(1)区代表会議運営費	35	35	0	
	⑪(2)研修開催費	202	50	△ 152	開催回数の見直しによる減
	⑪(3)表彰経費	28	0	△ 28	隔年実施による減
	⑪(4)推進員募集活動費	246	0	△ 246	隔年実施による減
	⑪(5)委嘱式開催経費	0	215	215	隔年実施による増
	⑫(1)消費者問題解決力強化	1,055	200	△ 855	県補助金期限終了による減
	⑫(2)啓発講座用教材等購入・作成	2,092	0	△ 2,092	県補助金期限終了による減
	⑫(3)教材作成委託	300	0	△ 300	県補助金期限終了による減
	⑫(4)推進員活動活性化モデル事業	2,500	0	△ 2,500	県補助金期限終了による減
	⑫(5)地域活動実践力強化研修	1,000	1,000	0	
	⑫(6)地域の見守りネットワーク担い手確保	4,000	4,000	0	
指導等	⑬事業者指導	116	70	△ 46	見直しによる減
	⑭消費生活関連四法表示監視等事業	24	12	△ 12	見直しによる減
	⑮その他事務費	187	166	△ 21	見直しによる減
合 計		26,498	44,836	18,338	

【事業スケジュール】

<消費者教育事業>

(学校向け出前講座、啓発教材の整備等) (地域の見守りネットワーク担い手確保事業)
 通年(随時) 消費者教育出前講座実施 通年(随時) お助けカードの配布
 令和3年5月 令和3年度横浜市消費者教育推進計画の確定 令和3年9月～10月 ケアプラ等職員対象研修
 令和3年5月～4年3月 啓発教材の整備 令和3年12月～令和4年2月 動画放映(公共交通機関、シネアド等)
 令和3年7月～4年2月 若者の消費者被害救済・啓発キャンペーンの実施
 (消費者市民社会啓発)
 令和3年6月～4年1月 消費者市民社会啓発講座実施

<消費生活推進員活動事業>

地区代表活動費助成 令和3年6月に区配
 区代表会議の開催 2回開催(6月、1月)
 委嘱式の開催 令和3年4月(各区で実施)
 新任者研修、基礎・専門研修、消費者市民社会関係研修、高齢者等の見守りに関する研修、出前講座への講師派遣
 地域活動実践力強化研修 モデル区で実施

<事業者指導等>

事業者指導 通年 消費生活関連四法表示監視等事業 通年

【事業開始年度】

- ・消費者教育事業：昭和62年度 ・地域の見守りネットワーク担い手確保事業：平成29年度
- ・消費生活推進員活動事業：昭和56年度
- ・事業者指導 平成14年度
- ・消費生活関連四法表示監視等事業 平成12年度 (電気用品安全法、ガス事業法の表示監視は、平成24年度から実施。)

【 根拠法令 】

- ・消費者基本法、消費者安全法、消費者庁消費者基本計画、横浜市消費生活条例、消費者教育の推進に関する法律
- ・横浜市消費生活条例、横浜市消費生活条例施行規則、横浜市消費生活推進員要綱
- ・家庭用品品質表示法 ・消費生活用製品安全法 ・電気用品安全法 ・ガス事業法

【 根拠とするデータ等 】

出前講座実施件数の実績の推移

横浜市消費生活審議会報告（第10次、第11次）、ケアプラ職員等対象研修の実績の推移及び参加者アンケート

消費者被害未然防止に関する啓発活動の実績、消費生活推進員数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	消費生活係
	津留 玲子	松崎 正尚	谷藤 ほのか

（ 経 済 局 ー ）

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

「経済局 消費経済課」

事業名
5款 1項 7目
計量検査業務費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	5-1-7 3-1
令和2年度 事業評価書 番号	5-1-7 3-2

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	32,909	0		9,215	59	0	23,635
補助事業							0
単独事業		補助率 %					0
令和2年度	35,126			10,124	9	0	24,993
増△減	△ 2,217	0	0	△ 909	50	0	△ 1,358

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	32,487	36,797	37,469
算 市債+一般財源	24,927	27,385	29,106
決 事業費	32,703	34,726	38,113
算 市債+一般財源	24,649	24,902	29,622

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	32,909	32,909
算 市債+一般財源	23,635	23,635

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

計量法に基づき取引・証明に使用する計量器(はかり)の定期検査(2年に1回：偶数年度南部10区・奇数年度北部8区)を行うとともに、商品量目立入検査及び使用計量器の検査・指導等を行うことにより、適正な計量の実施を確保する。

根拠法令 計量法第19条第1項(定期検査)、第20条第1項(指定定期検査期間)、計量法148条(立入検査) ほか

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 計量器定期検査業務
計量法の規定に基づき、取引・証明に使用する計量器(はかり)の定期検査(2年に1回)を行うことにより、適正計量を確保する。
本市では、平成15年度から計量法上の指定定期検査機関制度を導入し、定期検査を実施している。
検査対象区域：市域を南北2地区に分け、隔年で実施。奇数年度が北部地区8区、偶数年度が南部地区10区
令和3年度：北部地区 8区(鶴見区・神奈川区・西区・中区・港北区・緑区・青葉区・都筑区)
横浜市手数料条例第2条の規定に基づく計量検査手数料の徴収
- 検査用分銅(実用基準分銅)・基準器等の管理業務
検査に使用する分銅(実用基準分銅)の調整、基準器・比較器等の調整及び保管・管理を行うことにより、適正計量を確保する。
- 商品量目立入検査及び計量器使用事業所立入検査
商品量目立入検査・商品買上検査、市民からの指摘商品等の検査、適正計量の指導、各種メーター等計量器の使用状況・管理状況の検査及び指導等の実施により、適正計量を確保する。
- 適正計量啓発事業
適正計量管理事業所等を対象にした計量管理実態調査、計量啓発に関するポスター・ステッカー等の購入・配布、計量啓発に関するイベント(子どもアドベンチャー等)の参加・実施により、適正計量を確保する。

【実績の推移・今後見込み】

計量器定期検査実績 (*はかりの検査個数には分銅・おもりを含む。)

区分	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
検査戸数	2,727	2,870	2,732	2,863	2,900	2,900	2,900
はかりの検査個数	9,405	7,610	9,426	7,739	9,600	7,600	9,600
不合格個数	98	94	92	106			
不合格率	1.04%	1.24%	0.98%	1.37%			

立入検査実績

区分	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
商品量目							
立入検査戸数	57	71	61	84	100	100	100
検査個数	1,749	2,141	1,907	2,675	2,000	2,000	2,000
不適正個数	30	50	38	44			
不適正率	1.72%	2.34%	1.99%	1.64%			
計量器							
立入検査戸数	143	142	149	181	150	150	150
検査個数(内台帳検査)	3,359,561 (3,358,238)	3,386,485 (3,385,157)	3,539,504 (3,538,524)	3,466,162 (3,464,794)	3,300,000 (3,000,000)	3,300,000 (3,000,000)	3,300,000 (3,000,000)
不適正個数	5,794	4,197	1,537	1,598			
不適正率	0.17%	0.12%	0.04%	0.05%			

【 事業費の内訳 】

	R3年度	R2年度	差 引	説 明
計量器定期検査業務委託費	25,777	27,727	△ 1,950	検査個数減による減
計量検査システム関係費	549	573	△ 24	契約内容見直しによる減
基準器等管理業務費	1,688	2,357	△ 669	新市庁舎移転完了による減
商品量目	38	38	0	
会計年度任用職員人件費	3,550	3,551	△ 1	
その他事務費	1,307	880	427	検査体制の見直しによる増
合 計	32,909	35,126	△ 2,217	

【 事業スケジュール 】

- 1 計量器定期検査業務
 - (1) 計量器定期検査 令和3年4月～令和4年3月
 - (2) 受検指導・事前調査 令和3年4月～令和4年3月
- 2 検査用分銅（実用基準分銅）・基準器等の管理業務
分銅・基準器管理 令和3年4月～令和4年3月
- 3 商品量目立入検査 中元期：令和3年6月～7月 年末期：令和3年10月～12月
計量器使用事業所立入検査 令和3年4月～令和4年3月
- 4 適正計量啓発事業 計量管理強調月間：令和3年11月（ポスター・ステッカー配布）
正量取引強調月間：令和3年7月・12月（ポスター配布）
子どもイベント（8月）、計量記念日イベント（11月1日）へ参加

【 事業開始年度 】

昭和27年度

【 根拠法令 】

計量法（平成4年法第51号） 第19条第1項（定期検査）、第20条第1項（指定定期検査機関）、第148条 ほか
横浜市手数料条例第2条

【 根拠とするデータ等 】

令和元年度 計量事業のあらまし（年報）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	計量検査所
	津留 玲子	日吉 紀之	石井 智美

（ 経済 局 一 ）